

敦賀市立看護大学研究倫理規程

平成26年4月1日  
敦賀市立看護大学規程第38号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 本学の責務（第4条）
- 第3章 研究者の責務
  - 第1節 すべての研究に共通する責務（第5条―第9条）
  - 第2節 人を対象とする研究における責務（第10条）
- 第4章 研究倫理審査委員会（第11条）
- 第5章 その他（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正を確保するため、本学及び本学において学術研究に従事する者が遵守すべき事項を定めるとともに、本学における学術研究の倫理を保持するための手続きについて定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）研究者 本学において学術研究に従事する者をいう。（学生その他学術研究を業として行う者でないものは、学術研究を行う限りにおいて、研究者に準じた責務を負うとともに、その研究の指導を行う者は、当該研究について研究者としての責務を負う。）
- （2）研究対象者 研究者の行う学術研究のために、自己に関する情報、資料、データ等を提供する者をいう。
- （3）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- （4）人を対象とする研究 人に由来する資料、個人の行動、環境、心身等に関する情報及びデータ等を収集又は採取して行う研究をいう。

(この規程の解釈)

第3条 この規程は、法令その他の社会的規範が研究者に求める倫理の内容を変更し、又は縮減したものと解釈されてはならない。

## 第2章 本学の責務

(本学の責務)

第4条 本学は、この規程その他本学の研究倫理に対する態度を周知し、研究者に対して研修その他の啓もうを行うことにより、本学における研究倫理意識の向上に取り組まなければならない。

## 第3章 研究者の責務

### 第1節 すべての研究に共通する責務

(研究費の取扱い)

第5条 研究者は、その研究に要する費用として本学その他の者から交付された金員を、その研究以外の用途に充ててはならない。

2 研究者は、研究対象者の自由な意思形成を阻害し、その他研究の客観的公正を疑わしめる方法で金員を支出してはならない。

(情報取扱いの適正)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法により、研究のための資料、情報及びデータ等を、研究の目的に必要な範囲で収集しなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した個人情報に厳正に管理しなければならない。

3 研究者は、研究のために収集した個人情報の取扱いについて、当該個人情報に利害関係を有する者から苦情、意見その他の申入れを受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

(利益相反の避止)

第7条 研究者は、その遂行する研究に関して、自己と研究対象者、本学、その研究を委託した者その他の者との間に利益相反が生じることを防ぐことに努めなければならない。

2 研究者は、その遂行する研究に関し利害関係を有する者との関係で、自己の利益を偏重したという疑念を惹起する行為を行ってはならない。

(コンプライアンス)

第8条 研究者は、その研究活動のすべての過程を通じて、法令に適合するようにこれを遂行しなければならない。

2 研究者は、その研究活動のすべての過程を通じて、社会的の要請に適合するようにこれ

を遂行するよう努めなければならない。

(業務委託における配慮義務)

第9条 研究者は、その学術研究に関する業務の一部を他者に委ねるときは、当該業務の遂行上この規範が研究者に求めるのと同様の倫理的な質が確保されるよう計らわなければならない。

第2節 人を対象とする研究における責務

(人を対象とする研究における責務)

第10条 研究者は、人を対象とする研究を行うに際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究対象者の福利を尊重し、その権利利益を不当に害しないこと。
- (2) あらかじめ研究対象者に対し、研究の目的、内容、方法その他研究対象者が求める事項を十分に説明し、その自由な意思に基づく同意を得た上で情報、資料、データ等の提供を受けること。また、その提供を拒否したことを理由としてその者に不利益を及ぼし、又は及ぼそうとしてはならないこと。
- (3) 研究対象者が事理を弁識することができず、前号の同意をする能力に欠けるときは、社会通念上これに代位しうる者の代諾を得なければならないこと。
- (4) 前2号の同意又は代諾は、書面によることとし、相当期間これを保管しなければならないこと。
- (5) 研究対象者から提供を受けた情報、資料、データ等の保管及び取扱いは、厳重に行わなければならないこと。
- (6) 研究対象者又はその代諾を行った者から、提供を受けた情報等の内容又はその取扱い方について開示又は説明を求められたときは、速やかにこれに応じ、研究結果を公表するまでに同意又は代諾を撤回する申入れがあったときは、提供を受けた情報等を廃棄し、その内容を研究結果から削除すること。
- (7) 研究結果の発表は、不可避的な必要性がある場合を除いて、研究対象者個人を特定できない方法で行うこと。
- (8) 世論及び学界の論調の動向に意を払い、常に当該研究に求められる最新の倫理規範に照らしてこれを遂行すること。

第4章 研究倫理審査委員会

(研究倫理審査委員会)

第11条 本学における学術研究に関する倫理について審議し、必要な指導、勧告等の措置を行うため、本学に敦賀市立看護大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に規程で定める。

## 第5章 その他

(事務の取扱い)

第12条 この規程の施行に関する事務は、事務局教務学生課が取り扱う。

(委任)

第13条 この規程の施行に関して必要な事項は、第11条第2項に規定する規程で定める事項を除き、委員会が定め、教授会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。